

事 務 連 絡
平成 3 0 年 5 月 1 1 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 障害保健福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

補装具費支給に係る Q & A の送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

今般、補装具費支給制度の見直しに当たり、別添のとおり補装具費支給事務に関する Q & A を整理いたしましたので、御了知の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。

都道府県におかれましては貴管内市（区）町村に周知いただくよう、よろしくお取り計らい願います。

【お問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室 社会参加支援係

T E L 0 3 - 5 2 5 3 - 1 1 1 1

(内線 3073,3071)

F A X 0 3 - 3 5 0 3 - 1 2 3 7

(平成 30 年告示改正で追加された項目)

Q1 補装具費の支給に当たっては、借受けを優先することになるのか。

A 補装具は、身体障害者・児の身体状況に応じて個別に身体への適合を図るよう製作されたものを基本としていることから、購入することが原則である。そのため、補装具の借受けについては、障害者総合支援法において、「借受けによることが適当である場合」として、次の①～③の場合に限ることとしており、必ずしも借受けを優先するものではない。

- ① 身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合
- ② 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
- ③ 補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

借受けの支給決定にあたっては、法の趣旨を踏まえ、身体障害者更生相談所等の助言を参考に、借受けの効果を十分検討した上で、適切に取扱い願いたい。

Q2 借受けに係る補装具費の支給は、毎月行わなければならないのか。

A 借受けに係る補装具費の支給は毎月行うことが原則である。ただし、効率的な事務手続きが望まれ、また、請求者の負担を軽減する必要があることから、運用上、3ヶ月程度まとめて支給しても差し支えない。

Q3 借受けの実施により、事務取扱指針の様式に項目が追加されているが、当面の間は現行様式の欄外に必要な項目を記入する等の対応をしてもよい。

A 事務取扱指針で規定した各種様式は、想定する必要項目を示したものであり、実際の運用にあたっては、各市町村の運用方法に応じて工夫されているところである。印刷した様式に手書きで記入する等、現行様式を使用する場合であっても、自由記述欄に必要な事項を記入する等、柔軟に対応して差し支えない。

Q4 デジタル式補聴器調整加算の様式 1 の取扱如何。

A 補装具費支給事務取扱要領(平成 30 年 3 月 23 日障企自発 0323 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)において、デジタル式補聴器調整加算を行う場合に様式 1 によって、適切に調整が行われたことを市町村が確認する必要がある。

償還払いの場合は補装具製作業者から提出を受けた利用者が、代理受領の場合は補装具製作業者が、それぞれ障害者総合支援法施行規則第 65 条の 7 に定める必要書類に添えて、様式 1 を市町村に提出することになる。

Q5 告示の別表 1 購入基準に示されている補聴器の、デジタル補聴器調整加算をした場合の基準額算定の方法如何。

A 購入時にデジタル補聴器調整加算をした場合の基準額は、従来どおり、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に

関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第528号。以下「補装具告示」という。）の別表の規定による価格の100分の104.8に相当する額を算出し、その額に調整加算2,000円を加算することとする。なお、加算については、補聴器1台あたりの加算とする。

Q6 借受けにて支給決定を受けて使用した補装具等をそのまま購入することは可能か。

A 借受けにて使用した補装具等は、それまでの使用期間や劣化具合が一定ではない。安全性を確保する観点から、購入する補装具は借受けで既に使用された物ではなく、新規に製作することが適当である。購入基準の額は、新品の補装具を購入する場合の基準額を想定しており、既に使用されている補装具の基準額を想定したものではない。

Q7 遮光眼鏡は、今般の補装具告示改正で要件の変更があったのか。

A 今般の補装具告示改正では特段要件の変更は行っていない。矯正眼鏡と遮光眼鏡について、「6D未満」、「6D以上10D未満」等の屈折度の区分が一致しているため、遮光眼鏡を矯正眼鏡の区分にまとめ、「矯正用」「遮光用」に整理したものである。

なお、従来、遮光眼鏡の購入等に係る費用の額の基準は、補装具告示別表の規定による価格の100分の104.8に相当する額としていたが、「遮光用」の基準についても同様の取扱いとする。その他の取扱いについては、過去のQ & A（平成26年3月31日付事務連絡、平成22年10月29日付事務連絡）を参照されたい。

Q8 義眼は、今般の補装具告示改正で要件の変更があったのか。

A 今般の補装具告示改正では、名称の整理を行い、従来の虹彩や強膜の色、サイズ等が統一されている「普通義眼」を「レディメイド」とし、健常眼に合わせて、形状、色、充血の有無等を細密に合わせて製作される「特殊義眼」及び眼球萎縮の方等、眼球が残っている場合、かぶせる形で装着する薄型の「コンタクト義眼」を「オーダーメイド」と名称変更を行ったものである。従って、要件に変更はない。

Q9 今般の補装具告示改正で追加された、電動車椅子に係るバッテリー（リチウムイオン電池）交換について、具体的な対象者はどのような者か。

A 電動車椅子のバッテリーの選定にあたっては、これまでも個々の身体機能や能力、病状、日常生活圏における坂道及び悪路の状況等、使用者の使用環境を勘案し、支給決定されている。電動車椅子に係るバッテリー（リチウムイオン電池）交換の対象者についても個々の状況を総合的にご判断頂きたい。

Q10 今般の補装具告示改正で追加された、重度障害者用意思伝達装置に係る視線検出式入力（スイッチ）交換について、具体的な対象者はどのような者か。

A 重度障害者用意思伝達装置のスイッチの選定にあたっては、これまでも個々の身体機能や能力、病状を勘案し、支給決定されている。視線検出式入力（スイッチ）交換の対象者についても個々

の状況を総合的にご判断頂きたい。

（完成用部品）

Q1 1 完成用部品の借受け基準額について、一月あたりの借受け基準額を算定する際、端数がでた場合はどのように対応するのか。

A 補装具費支給事務取扱指針について（平成 30 年 3 月 23 日障発 0323 第 31 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙に記載のとおり、端数処理は小数点以下切り捨てとする。

（情報連携）

Q1 2 補装具の種目名称別コードは、補装具告示の基本価格欄に対応していない。補装具告示の基本価格欄に記載があり、種目名称別コードに記載のないものはどのように扱うのか。

A 種目名称別コードは、基本価格に対応したものではなく、補装具告示記載の各種目の定義の名称、型式に応じて定めている。支給決定にあたっては、当該補装具が下記例のように、その定義に照らし適切なコードを設定するよう、ご留意願いたい。

（例）骨格構造義肢

基本価格	種目名称別コード（定義）
義足用 B－2 ライナー式	大腿義足差込式